

(委員からの主な意見)

○ 個々の保護林の再編案について

- ・生物群集保護林について、管理形態や地域による利用の許容度に幅を持たせて、場所によって運用の仕方を変えるのではなく、一律の規定が必要ではないか。

(鷹取山植物群落保護林・ゆすはら郷土の森について)

- ・鷹取山植物群落保護林と「ゆすはら郷土の森」を統合して生物群集保護林とする案について、保護すべき部分は保護林として保護しつつ、一部は地域の方が「郷土の森」として利用するということもありではないか。再度、地元の意向を確認すべき。

(白髪山天然ヒノキ遺伝資源保存林について)

- ・白髪山天然ヒノキ林木遺伝資源保存林を希少個体群保護林とする案について、ここは希少種が多数生育している。ヒノキ林だけでなく広葉樹林も含めて県の天然記念物に指定されているので、生物群集保護林のほうがよい。
- ・白髪山は本来は生物群集保護林とすべきだが、林野庁通達の「原則 300ha 以上」がネック。
- ・林木育種センターとしては、林木遺伝資源保存林から希少個体群保護林に移行するのであれば、「遺伝資源」の語は残してほしいが、生物群集保護林に移行するのであれば、「遺伝資源」の語を残さなくても構わない。
- ・生物群集保護林についても、名前を見ればどのような保護林か分かるような名称にできないものか。

(石立山植物群落保護林について)

- ・現行の保護林区域の南北それぞれの小班も保護林区域に拡張したほうがよい。
- ・保護林拡張の候補区域は、ツキノワグマの調査において発信器を付けたクマの所在が確認されたあたりであり、クマの生息地としても興味深いエリア。データ提供も可能。

(千本山ヤナセスギ林木遺伝資源保存林、千本山植物群落保護林について)

- ・それぞれを個別の保護林とする案は、一般の人にはなぜ分けたのかが分かりにくい。
- ・両者は起源が違うので、統合しないほうがよい。かつ、それぞれ、植栽されたものか天然更新によるものかの違いが分かるような名称にしたほうがよい。

○ 生物群集保護林における地帯区分設定の考え方について

- ・保護林周辺的人工林で架線集材を行う必要がある場合に、保護林の区域内の周縁部など接する部分には架線等の施設を許容できると考えてよいか。

- ・「樹高の2倍程度」では、バッファゾーンの幅として狭いように思われる。コアゾーンを本当にコアの部分に限定し、バッファゾーンをもう少し広く取り、メリハリをつけたゾーニングをすることも考えられる。
- ・「復元」として手を入れても必ずしもうまくいくとは限らないため、「復元」を行ったところと自然に委ねる場所とを比較できるようにしたほうがよい。

○ 保護林内でのシカ対策について

- ・一般論として、保護林内でのシカの猟銃による捕獲は、生物を守るという観点からは違和感がある。犬を用いた猟をすると、保護林にインパクトがないとは言い切れない。ワナの利用や猟はバッファゾーンで行ってコアゾーンには入らないなど、考え方を整理する必要があるのではないか。
- ・石鎚山系においてシカ対策が手遅れにならないように、被害があまり出ていなくても、シカが入ってくるのを防ぐための捕獲は可能なのか。
- ・愛媛県関係者の間でも、石鎚山系にシカが近づいてきていることが懸念されている。
- ・西熊山での捕獲の結果、シカ捕獲の目的である植生回復は達成できているだろうか。

○ モニタリング調査頻度見直しについて

- ・モニタリング調査とモニタリング調査の間に森林管理局・署の職員が見回りに入る体制はできているのか。例えば、千本山の林木遺伝資源保存林では10年毎に調査を行ってきて、当初はそれで構わなかったが、最近、スギの大木が枯れ始め、短い間隔で見守っていくことが必要な状況に変わってきている。
- ・千本山ヤナセスギの保護林は、枯死木の発生リスクが高まっているので、モニタリング調査の頻度を10年に伸ばすのは疑問。
- ・モニタリング調査の頻度については、対象や体制によって間隔を延ばしたり縮めたりするなど柔軟に考えるべき。例えば、ツキノワグマは10年後は絶滅していなくなっているかもしれない。
- ・変化がないことも重要なモニタリング調査の結果であり、変化がないから10年に伸ばすというのは違和感がある。10年に伸ばすのであれば、間に簡易な調査を入れるなど工夫したほうがよい。
- ・現行の剣山植物群落保護林は、伐採を免れて天然林が残っている区域だが、区域内にはほとんど人が入っておらず、植生や生物の調査はされていない。希少種の盗掘を助長することになる可能性もあるものの、きちんと調査する必要があるのではないか。
- ・一般登山者やNPOがGPS機能付きのカメラで写真を撮って森林管理署や森林管理局に送るといった、一般参加によるモニタリング調査もよいのではないか。
- ・民間団体が新しくモニタリングなど保護林の管理に参画するためには、どのように管理署や管理局にアプローチすればよいか重要。相談窓口を開設すると裾野が広がる。

(以上)